

裁判員経験者意見交換会議事録（平成２８年９月１２日開催分）

司会者：それでは、これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

まずは裁判員経験者の皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は大阪地方裁判所第１４刑事部で裁判長を務めております裁判官の飯島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は司会を務めさせていただきます。それから本日は検察庁、弁護士会、そして裁判所から１名ずつ参加しておりますので、一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

中山検察官：皆さん、こんにちは。大阪地方検察庁の検察官の中山と申します。私は今、公判部、裁判の担当部に配属されておりまして、日々裁判員裁判を担当しているという立場でございます。どうぞ今日はよろしくお願いいたします。裁判員裁判が終わる度に我々もいろいろ反省したり検討したりしているんですが、裁判員の皆さんの意見を聞く機会はなかなかないということで、特に本日は客観的併合、複数の事件が起こった裁判について分かりやすく理解してもらえたかどうかという点について参考になる意見が聞けると思い、楽しみにしてやってきました。どうぞ、よろしくお願いします。

市川弁護士：大阪弁護士会の弁護士の市川と申します。よろしくお願いします。私は事務所柄、結構刑事事件を担当しておりまして、裁判員裁判も同じ事務所の弁護士が常に何件か抱えているという状態です。私自身も今年裁判員裁判を経験しておりまして、その担当した事件というのが、たくさんの事件が併合されたいわゆる客観的併合といわれる事件でした。私のときは審理日数が十何日にも及んで、すごく大変だった記憶がありますので、実際皆様も裁判員として参加されて、たくさん事件があるという中で大変だった点なんかをお聞きしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

橋本裁判官：大阪地方裁判所の裁判官の橋本と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。私は飯島裁判長の隣の第１５刑事部で裁判長をやっております、

裁判員裁判も担当させていただいているところであります。今日お集まりの皆様と同じように、裁判員の方々とふだん接する中で、我々なりの工夫をいろいろとさせていただいて、分かりやすい裁判を目指し、心がけているところではあるんですけれども、なお足りないところがあるかなと思っているところです。ですので、皆様の御経験をお聞かせいただいて、今後の裁判員裁判のよりよい運営の参考にさせていただけると大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会者：さて、裁判員裁判が始まってから7年が経過しています。これまでに多くの裁判員の方に参加していただいたわけですが、この制度では、裁判員の方に審理の内容をよく理解していただけるように、また、参加することによる負担をできるだけ少なくできるように、裁判員の方にお集まりいただく前に、事前に検察官、弁護士、そして裁判官が集まって審理計画を立てております。しかし、私たち法律家が考える分かりやすさというものと裁判員の方が考える分かりやすさというものが一致するとは限りませんし、参加することによる御負担、こちらも裁判員の方によって違うと思います。裁判員制度をよりよいものにしていくためには、裁判員を経験された皆様から率直な御意見を伺って、それを今後に生かしていく必要があると、このように考えております。本日は時間の制約もありますのでテーマを少し絞りまして、「客観的併合事件における審理及び評議の在り方について」という項目、そして「日常生活と裁判員との両立について」という項目、この二つの項目を中心に御意見を伺うことにしています。

それでは、早速、客観的併合事件、つまり複数の犯罪事実が審理の対象となった事件における審理及び評議の在り方というテーマから御意見を伺っていききたいと思います。審理では最初に検察官が公訴事実を読み上げ、その後で検察官と弁護士がそれぞれ冒頭陳述で、これから証拠によって証明しようとする事実についての概略を述べたと思います。皆様が御担当いただいた事件は、複数の

犯罪事実があるということで、そういう複数ある犯罪事実が分かりやすく述べられたかどうか、あるいは逆に分かりにくかったとか、こういう工夫があればもっとよかったというような点があれば御紹介いただければと考えております。

では、皆様が御担当された事件を私から簡単に御紹介しながら御意見を伺っていききたいと思います。

まず、1番さんからですが、1番さんが御担当されたのは、集団で被害者を拉致して監禁し、現金を強奪するという事件でした。冒頭陳述についてお伺いしたいのですが、検察官がしたもの、弁護人がしたもの、それぞれ分かりやすかったでしょうか。どのような事件なのかということは分かりやすく説明されていましたか。

裁判員経験者1：客観的併合事件という単語はあまりよく分からないのですが、どういう事件であったかというのは、検察官と弁護人からそれぞれ冒頭陳述メモという分かりやすく表なども使った資料をいただいたので、流れはすごくよく分かりました。

司会者：争いがある部分もあったようですけれども、どんなところが争いなのかという点もよく分かりましたか。

裁判員経験者1：よく分かりました。

司会者：では、次は2番さんにお伺いしたいと思います。2番さんが御担当されたのは複数名で路上強盗やタクシー強盗、窃盗をしたという事件でした。一部の事件では共謀していないということで無罪の主張がされたり、被告人が何をしたのかというようなところで争いがあったようですけれども、冒頭陳述で事件の全体像、あるいは、どういうところが争いなのかということは分かりやすく説明されていましたか。

裁判員経験者2：正直申し上げまして、検察側のほうは分かりやすかったと思うのですが、弁護側のほうが何が言いたいのかちょっと分からなかったところがありました。事件の内容ではなくて、いきなり被告人の性格や生い立ちの話があ

って、性格がよかったとか、本当はいい人なんですとかいう話をされても、全く何も分からない状態でそんなことを言われても。当日裁判員に選ばれて、ええってなったところで、はい、こっちに来てくださいとなって、法廷に入って、次の日に裁判が始まりますってなって、事件の内容もあまり分からないまま、被告人の性格の話とかをされても、ただただ驚くだけだったんですよ。なので、弁護側のほうは分かりにくかったです。

司会者：今の御意見は、まず事件がどういうところが大事なのかがよく分かるような冒頭陳述をしてほしい、もう少しその辺りを工夫してほしかったということですか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：3番さんが御担当されたのは複数名によって酒に酔った人を狙った路上強盗が数件等の事件でした。犯罪の成立には特に争いがなかったようですが、いくつかの点で弁護人が慎重に判断してもらいたいという主張をされていたようですね。冒頭陳述はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 3：被告人が本名ではなく通称名を使っていたので、被告人の本名が出てくる場合と通称名が出てくる場合があって、それがちょっとややこしかったです。あと、共犯者との関係性というんですか、この事件はこの共犯者が一緒にやったとかいうのが頭の中でややこしくなったというか、この事件の主犯はこの共犯者、この事件の主犯はこの被告人とかいうのがややこしかったです。

司会者：通称名と本名が出てきた点について、検察官や弁護人の説明の仕方にももう少し工夫がほしかったということでしょうか。

裁判員経験者 3：そうですね。説明するときに通称名で言っている場合と被告人の本名で言っている場合とがあって、頭の中で、あっ、誰やったっけとなってしまったりややこしかったです。

司会者：4番さんが御担当されたのは、被告人複数名による強盗が複数ある事件で、犯罪の成立には争いがなかったようですが、どちらが主導したのか、役

割の重要性が争われたというところです。この事件では、ほかの方が御担当された事件と違って、事件を三つのグループに分けて、最初に全体についての冒頭陳述がされた後に、一つ目のグループについて改めて冒頭陳述とそれに関する証拠調べを行い、続いて第2グループ、第3グループについてそれぞれ冒頭陳述とそれに関する証拠調べが行われました。このようにグループごとに分けたことによって、分かりやすくなっていましたか。

裁判員経験者4：分けたことで分かりやすいとは思わなかったんですけども、冒頭陳述メモにリストというか、しっかりとした事件の表みたいなものを作っていて、今回、人数がかなり出てこられたので、そこで関わっている人と関わっていない人がいて、それがちゃんと表にされていたことはすごく分かりやすいと思いました。ただ、私自身はすごく分かりやすかったんですけども、ふだんあまり表とかを見るのに慣れていない方は分かりにくいってずっとおっしゃっていて、自分で最初から書いたほうがよかったみたいなことをおっしゃっていたのが印象的でした。表に慣れていない方にはかえって分かりにくかったのかなと思いました。あと、先ほど2番さんがおっしゃった点で共感できるなと思ったところは、検察官の方がお話しされたことが分かりやすかったということと、弁護士の方がお話しされるときに何か感情的なところをおっしゃられるところは分かりにくいかなと思いました。

司会者：5番さんが御担当されたのは、ひったくりを中心とした窃盗など複数の事実があった事件で、事実には争いはなかったようです。冒頭陳述は、検察官と弁護人がそれぞれ1回ずつ、まとめて1回でされたようですけれども、こちらは分かりやすかったですか。

裁判員経験者5：まず初めに法廷に入ったときに、みんな緊張していて結構聞けていなかった部分があると思います。分からなかったところはあとで裁判長が教えてくれたんですけども、こんがらがってもう分からんみたいになっていた人もいました。あと、先ほどの2番の方と一緒に、弁護人から、この人はこう

いう生い立ちでというような話があったんですけれども、とりあえずそれは関係ないのちがうかなと思いながら聞いていました。

司会者：市川弁護士、今いろいろと分が悪いお話がありましたが、実はこういうことがあってというようなところがあったらお話しいただけますか。

市川弁護士：一般的には、裁判の主役というか、その裁判を受けられている被告人の方というのが、まだ裁判が始まったばかりではどういう人物か分からないというところで、皆様方にその人物像として把握していただきたいということから、そういう形になっていると思うんです。ただ、そこは、まだ事件のこともよく分かっていないのに、人となりなんていうものにはまだ考えがちょっと及ばないよというところなのかなという感想を持ちましたので、そこは工夫しなければいけないなと思いました。

司会者：検察官から何か冒頭陳述に関して伺ってみたい点はありますか。

中山検察官：検察官の冒頭陳述は、比較的褒めていただいたというか、分かりやすかったと言っていただいて、うまくできているのかなと思いました。今回、客観的併合ということで、先ほど表の話も出ましたけれども、一つは図面というか表というか、そういう作り方の工夫を各冒頭陳述でしていると思います。視覚的な作り方としてうまくできているなという感想を持たれたか、あるいは、もっとこうしたほうが見やすかったのという感想があるのかという点と、やっぱりたくさん事件があるので、本当は一つであればその事件をもっと詳しく冒頭陳述で述べたいところを、かなり骨だけにして分かりやすく情報量を絞っているということが各事件あると思います。もう少し情報量があってもいいと思われるのか、あるいは、緊張しているという話もあったので、もっと情報量としては少なくともよかったのではなかったかという点。作り方と情報量の点について御意見をお聞きできればと思います。

司会者：では、まず作り方についてお伺いしたいと思います。1番さんからよろしいですか。

裁判員経験者 1：検察官の資料はすごく見やすく、さっきおっしゃられたようにしっかり絞り込んで必要なところだけ書いてあるという感じで、よくできた資料だったと思います。弁護人の資料は、検察官の資料と比べたらちょっと分かりにくかったです。

司会者：2 番さんはいかがですか。

裁判員経験者 2：同じです。検察官の資料はすごく分かりやすかったです。弁護人の資料はちょっと分かりにくかったです。情報量としては、もうちょっとほしいかな、ちょっと足りなかったかなという感じがしました。

司会者：ありがとうございます。続いて、3 番さんにお伺いしますが、見やすさの点はいかがでしたか。

裁判員経験者 3：グループでの犯行だったので、関係性がよく書かれていて分かりやすかったと思います。

司会者：情報量としてはいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：被害の情報も的確に書いてあったので、見やすかったし分かりやすかったです。

司会者：4 番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 4：検察官の方が書かれたものは私は見やすかったんですが、中には、表が見にくかったようにお話されている方もいました。どちらかというとその方は、弁護人の方が書かれた感情的なもののほうが分かりやすかったようだったので、表と感情的な部分が一緒になるようなものがあればなおよいのかなと思いました。

司会者：5 番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 5：情報量的には、いろいろなものをできる限り見せてもらったほうが良いと思います。

司会者：では、続いて、証拠調べの話に入っていきたいと思います。冒頭陳述が終わった後、実際の証拠調べが始まります。証拠調べの方法も御担当いただいた

事件によってかなり違っていたようです。それぞれ分かりやすかったかどうかについて伺ってきたいと思います。1番さんの事件では、証拠書類の取調べ、犯罪事実に関する証人尋問、被告人質問という順番だったようですけれども、最初の証拠書類の取調べ時間が休憩を挟みながら2時間半ぐらい続いたんですかね。集中して聞くことはできたでしょうか。

裁判員経験者1：事件の流れは思い出すんですけれども、どれが冒頭陳述でどれが証拠調べだったのかというのは正直覚えていなくて。

司会者：例えば、裁判官から最初に検察官、弁護人がこういう主張をします、これは主張ですと。その後、実際に書類を読み上げたり、写真を見たり、これが証拠調べですという説明はありましたか。

裁判員経験者1：それぞれあったのは覚えているんですけれども、どの順番でどうやったかというのは覚えていません。

司会者：分かりました。続けて伺います。証人尋問は共犯者がいたりして、かなり長い時間続いたようなんですけれども、そちらはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者1：裁判長から質問をしてもいいと言われていましたので、ちょっと聞きたいと思ったこととか、分からないことは聞きました。

司会者：では、今度は2番さんに伺います。路上強盗の事件について、証拠書類の取調べに続いて被害者の方の証人尋問、その後、今度はタクシー強盗の証拠書類の取調べと共犯者の証人尋問、最後にまとめて被告人質問と、こういう流れだったようですけれども、この順番はどうだったでしょうか。分かりやすかったでしょうか。

裁判員経験者2：事件によってはそれなりに分かりやすく、共犯者の方にもちゃんと質問もできました。それでも、事件によっては証拠も少ないですし、かなり前のことなので被害者の方も覚えていないことが多くて、大変だったものもありました。

司会者：そこは難しかったというところですか。

裁判員経験者 2：難しかったです。

司会者：分かりました。尋問のやり方自体はどうでしたか。

裁判員経験者 2：それも、事件によっては、検察の方も弁護士の方も質問自体が分かりにくいものがありました。

司会者：では、続いて3番さんにお伺いします。3番さんの事件は、証拠調べが大きく二つに分かれていたようで、1日目に2件の証拠書類の取調べと被害者の方の証人尋問、そして被告人質問を行って、2日目に残りの件の証拠書類の取調べと被告人質問という形で完全に分けて行われたようです。このやり方は分かりやすかったですでしょうか。

裁判員経験者 3：まず、被害者の方が来られて証言されたんですけれども、被害者の方もお酒に酔ってらっしゃった状態だったらしくて、何を聞いても、分からない、覚えていないばかりでなかなか進まなかったんです。あと、被告人が高齢で、体調が悪いということでたびたび中断して休憩することもあったので、時間がかかったということを知っています。

司会者：その辺りで、検察官や弁護士、あるいは裁判官がもう少し工夫できたのではないかという点はあるですか。

裁判員経験者 3：何か都合が悪くなってきたら体調が悪いみたいな感じで言われていたように感じたので、もうちょっとしっかり質問してほしいと思いました。

司会者：分かりました。続いて4番さんに伺います。先ほど話に出ましたように、事件を三つのグループに分けて、証拠書類の取調べ、証人尋問、被告人質問という繰り返しがあったんですけれども、そのようなグループに分けたことで、ほかの事件と区別できて分かりやすく証拠調べができていたでしょうか。

裁判員経験者 4：分かりやすいか分かりにくいかといったら分かりにくかったです。というのが、事件の中の一つに、その事件があった後の事件がほかの裁判でされている事件があって、ここまでは私たちの事件なんですけれども、ここからは違う事件だみたいなのところがあって、そこが私たちも分からないですし、検

察官や弁護士の方も、裁判長に、それはこの事件じゃないですから聞かないでくださいと言われたところがあったんです。そこは私たちはもっと分からなくなっていました。

司会者：そういう部分があったりして、よく分からない部分があったということですね。尋問は分かりやすくされていましたか。

裁判員経験者 4：どうしたらいいのかは分からないんですけども、もうちょっと分かりやすいやり方があったのかもしれないと思います。

司会者：分かりました。5番さんは、複数の事件をまとめて証拠書類の取調べと被告人質問という組合せ、また証拠書類の取調べと被告人質問という組合せという形で行われたんですけども、理解はしやすかったですか。

裁判員経験者 5：そうですね。理解しやすかったので、こうしてほしいというのはないです。

司会者：書類の読み上げなどで、もう少しそのときに頭に残るように工夫してほしいとか、そういうのはありますか。

裁判員経験者 5：私は緊張しないタイプなんですけれども、雰囲気で緊張してしまっている方もいました。話はすごく分かりやすかったと思います。

司会者：その辺り、緊張していることも意識して、理解しやすいような証拠調べにする工夫をもう少ししてほしいかということですかね。証拠調べの方法についても一通り伺ってきましたけれども、今出てきた御意見を踏まえて検察官から何か質問はございますでしょうか。

中山検察官：客観的併合で証拠も多いというところで皆さんにいろいろ御負担がかかったんだろうと思います。その中で検察官は書証関係はいろいろと整理して絞っていると思うんですが、ちょっとお聞きしてみたいなと思ったのが、被告人質問なんです。3番さんの事件と5番さんの事件では、罪体についても被告人質問を分けてやっている、その事件ごとにある程度区切って人の話を聞くというやり方をしたと思うんです。被告人はその一連の事件を全部やっているの

で、被告人質問は分けたことが分かりやすかったのか、あるいは一遍に全部聞いたほうが一連の事件なので分かりやすかったと思うのか、その辺りを聞いてみたいと思います。

司会者：3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者3：事件を1個ずつ分けて説明してもらったほうが分かりやすかったと思います。関わってる共犯グループの中で被告人がそれぞれ違うので、その時々に行った犯行というものをしっかり説明してもらって、被害者がどういう被害を受けたかを1個ずつ分けてもらったほうが分かりやすかったです。

司会者：では、5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者5：ちょっと覚えていないんですけども、1回ずつやるほうが分かりやすかったと思います。

司会者：5番さんの事件は、犯罪事実に関しては証人尋問がなかったもので、被告人質問だけ後にすると、その前は証拠書類を調べるだけになってしまうんですね。ほかの方は犯罪事実に関して証人尋問があったんですけども、5番さんはそれがなかったということで、やっぱり証人を調べて、もう少し証人から話を聞いてみたかったとか、そういうことはありますか。

裁判員経験者5：皆さんは、証人の方が来られていたんですね。私は証人の話を聞いていないので、それがいいか悪いかは分かりません。

司会者：それでは、証拠調べがそれぞれ終わって、最後、論告・弁論という手続がありました。論告要旨、弁論要旨という紙がそれぞれ配られたりしながら、検察官、弁護人がそれぞれ意見を述べていったと思います。こちらは証拠調べを踏まえて争点について分かりやすく意見が述べられ、しっかりと理解ができるようなものだったかという点についてお伺いしたいと思います。1番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者1：論告メモというものです。資料は非常に分かりやすかったです。書いてある内容が共感できるものだったかどうかは別として、内容はすごく分

かりやすかったです。

司会者：先ほど検察官から情報量と見やすさという質問がありましたけれども、情報量として、評議をするのに必要な検察官の主張としては十分という感じでしたか。

裁判員経験者 1：そうですね。十分この内容で分かりやすかったです。

司会者：1 番さんにもう一つお伺いしたいのですが、弁護人から長めの意見陳述がされたようなんですけれども、長さという点ではどうでしたか。

裁判員経験者 1：長かったですね。同じことを言ってるとか、そんなこと関係あるのかなということだったりとか、正直半分ぐらいでよかったんじゃないかなと思いました。

司会者：もう少しポイントを絞ってやってほしかったという感じでしょうか。

裁判員経験者 1：そうですね。弁護人の方は必要と思ってやっておられたとは思いますが、こちらとしては必要ないんじゃないかなと思ったので。もっとポイントを絞ってやってほしかったです。

司会者：では、2 番さん、検察官の論告、弁護人の弁論についてお伺いできますか。

裁判員経験者 2：検察側の論告はすごく簡潔にまとまっていて分かりやすかったと思います。弁護側は、一番軽い事件を重点的にされましたんで、一番ひどかった事件を飛ばして、自分たちが主張したいところをプッシュされてこられたので、なぜなのかなという感じがしました。

司会者：弁護人は、自分が強く主張しているところが中心になっていたということでしょうか。

裁判員経験者 2：はい。強く主張されているところも、最初の冒頭陳述に近いものがありました。こういう人物なんです、ああいう人物なんです、本当は違うんです、共犯の誰々が悪いんですというのを押し通されたので、これはやっていません、ここはこうだからやっていませんということは、結局弁護士から聞けなかったことを覚えております。

司会者：分かりました。3番さんは、論告・弁論における情報量や見やすさという点はいかがだったでしょうか。

裁判員経験者3：事件が複数あったんですけれども、別々に分けて書かれていて、とても見やすいと思いました。弁護人の話は情状に訴えかけるみたいな感じで、生い立ちから始まってちょっと長いなと思ったのが正直なところですよ。

司会者：検察官が述べている分量、弁護人が述べている分量についてはどうでしたか。必要な情報はきちんと整理されていましたか。

裁判員経験者3：検察官のほうはまとめて分かりやすく説明してくださったんですけれども、弁護人のほうはちょっと情に訴えかけるといいますか、生い立ちの話とかは要らないんじゃないかと思うところもありました。

司会者：もう少しポイントを絞ってやってほしかったということですかね。4番さんは、論告・弁論でそれぞれたくさんの事実が出てきたと思うんですが、分かりやすい内容になっていたでしょうか。

裁判員経験者4：分かりやすかったと思います。検察官の論告メモはとても分かりやすいものでした。弁護士のほうは、私も2番さんと3番さんがおっしゃることがよく分かるなと思いました。ただ、さっきも言ったように、中にはそちらがよく分かったと感じる方もいらっしゃったようだったので、それもないといけないのかなとも思ったんです。だから、客観性と主観性といいますか、どちらもあるほうがいいんですけど、検察官の論告と弁護士の弁論が、あまりに極端に違い過ぎるのかなと思いました。

司会者：バランスを考えてやってほしいということですかね。5番さんはいかがでしょうか。検察官の論告あるいは弁護人の弁論は分かりやすいものでしたか。

裁判員経験者5：検察側はすごく分かりやすく、論告メモもすごく見やすかったです。弁護側の弁論メモは、ちょっと見にくいというのもあって、話をしているときも同じことを何回も言ってるなと感じました。検察側はすごく分かりやすく、資料もきれいにまとめられているというのが印象的でした。

司会者：事実がいっぱいあるわけですがけれども、検察官の資料はそれらをきちんと整理してくれていたということでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。検察官のほうはやったことの内容を書くので記載はしやすいのかなと思うんですがけれども、弁護側のほうは、感情とか生い立ちという流れになると、やっぱり書くことも限られてくるし、被告人はこういう環境で育ちました、だからこうなっていったんですという感じなので。やってることはひどいこともあったので、そういう手法なのかも分からないですがけれども、すごく曖昧というか、情に訴えてちょっとでも刑を少なくするという方向しかないのかなという気がしました。これが弁護側のほうでもすごくいい書き方をして、すごくいい言い方をされたらまた違うのかなとは思いますがけれども、そこは分かりません。

司会者：検察官から何か論告等に関して尋ねてみたいところはありますか。

中山検察官：各事件について、検察官もいろいろと工夫して論告をやっているんですが、各審理の時間と論告の紙の分量というのは必ずしも比例しているわけではなくて、1番さん、3番さん、5番さんの事件だと1枚でおさめているのが、2番さんと4番さんの事件だと2枚になったり3枚になったりしています。口頭で述べるにしても、どこまでそれをペーパーに書こうかというバランスは常に悩みどころでして、特に1枚でおさまっていたよく分かりましたというのはうまくいってるんだろうと思うんですが、2番さんの事件と4番さんの事件では、ペーパーが多いな、文字が多いな、しんどかったなとか、そういう感想をお持ちになったのかどうかを聞いてみたいです。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：全然ないです。2枚のほうがありがたいぐらいです。

司会者：4番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私自身は3枚でよかったんですがけれども、中には疲れるというようにおっしゃられていた方もいました。

司会者：弁護士から何か質問はありますか。

市川弁護士：弁護側もかなりの量の弁論要旨を配っているんですが、これは最初に配ってから話が始まったのか、それとも話が終わった後に配られたのかという点と、最初に配られたのであれば、話を聞きながらこれだけの文字量を目で追うのはかなり大変だと思うんですけども、その辺りの感想を聞かせていただければと思います。

司会者：紙を配るタイミングですけれども、話をする前に配ったのか、終わってから配ったのか。1番さんからお伺いしたいと思います。

裁判員経験者1：話をする前だったと思います。この紙をもらって、それを見ながら弁護士が話をしているのを追いかけていく感じでした。

司会者：やり方については、どう思われましたか。

裁判員経験者1：それでよかったと思います。内容がちょっとくどくどといいですか、同じようなことを何回も何回もお話しされたりとか、そういう点はありませんでしたので、そこはさらっと流すとか何か工夫できたのではないかと思います。

司会者：2番さんのときも、先に紙が配られて、それを見ながら聞く形でしたか。

裁判員経験者2：はい。配られてから話をされましたけれども、内容が分かりやすければ全然問題ないです。ただ、配っている紙と内容が違うことを言われるとちょっと混乱するといいますか、私の担当した事件では、配っていただいたものと全然違うことをお話しされたところがあって、ざわざわざわっという感じになった記憶があります。

司会者：3番さんはいかがでしたか。

裁判員経験者3：よく覚えてないんですけども、多分先に配られたと思います。

中身に関しては、やっぱり情に訴える部分が多いなというのと、余計なことが長々と書いてあるなという印象を受けました。

司会者：4番さんはいかがでしたか。

裁判員経験者4：先に紙が配られました。ただ、私が担当した事件の場合、被告人

が複数いて、弁護人が二手に分かれておられたんです。それで資料の書き方が全く別で違っていたんです。なので、そこを統一できないかなと思いました。検察官は被告人が複数いたけど一つに書いておられたんですが、弁護人は2チームあったからだと思うんですけども、こう書こうねみたいな、こういう様式でいこうねみたいなものはそろえられたのではないかなと。そろえられるのであればそろえていただきたいなと思いました。他にも、弁護人はチームによって資料の題名が違っていたりしたので、題名も合わせてほしいと思いました。

司会者：冒頭陳述のときもそうだったということでしょうか。

裁判員経験者4：はい。様式さえ同じであればこれだって分かるんですけども、書き方や題名が違っていると分かりにくいと思いました。

司会者：5番さんは、弁論の際に紙が先に配られてそれを読む形だったかどうか、御記憶にありますか。

裁判員経験者5：ちょっとはつきりと覚えていないです。先に配られたかもしれないんですけども、聞くほうに集中していたので、そこはあやふやです。

司会者：それでは、ここで一旦休憩をとりたいと思います。

(休憩)

司会者：それでは再開いたします。法廷での審理について先ほどまでお伺いしてまいりましたので、これから、評議というところに入ります。評議の経過や意見の分かれ方などはお話しできない部分になりますので、なかなか詳しいことはお尋ねできないんですけども、事件が複数あるということで難しいところがあったのかどうか、あるいは評議の司会進行がどうだったかというようなことを伺っていきたいと思います。1番さんの事件では争いがある部分もあり、そういう形で事実がいくつもあるということで難しいところがあったとか、あるいは司会進行がきちんとできていたかという点について、お聞かせいただけれ

ばと思います。

裁判員経験者 1：私の事件は2日間ほど評議の日程があつて、時間もたっぷりありましたし、いろいろな事件といっても、順番に起きていったことを一まとめで考えていくことができたので、そんなにややこしくもなく、大丈夫でした。

司会者：では、2番さんにお伺いしますが、事実がいくつもあるということで、難しいところはありましたか。

裁判員経験者 2：難しかったです。すごく凶悪な事件と普通の事件と軽めの事件とがあつて、ちょっと難しかったです。

司会者：事実が複数あつて、一個一個の話はそれぞれしっかりできましたか。

裁判員経験者 2：できていないように思います。一つの事件に時間を割かざるを得なかったと申したらよろしいのでしょうか。

司会者：事実がたくさんあると、どうしても難しいところはあるということですね。

裁判員経験者 2：はい。そういうことです。

司会者：3番さんは、事実がいくつもあつたということで難しかったということはありませんか。

裁判員経験者 3：事件は複数あるんですけれども、やっている内容はほとんど一緒で、お酒に酔っぱらっている被害者の方を集団で襲ってお金を奪うということだったんで、共犯者が違えど被告人のやっていることは同じで、そんなに難しいことはありませんでした。

司会者：そこは一個一個、この事件について、この事件についてということで、きちんと評議ができたということでしょうか。

裁判員経験者 3：はい、できました。

司会者：4番さんにお伺いします。事実がいくつもあつたということで評議が難しかったという部分がありますか。

裁判員経験者 4：難しかったです。被告人が複数いたんですけれども、評議の時間は2日と半日くらいだったので、何人ものことを考えるのには時間的に難しか

ったなと思いました。

司会者：5番さんは事実自体は争いがなかったわけですが、逆に、争いのない事実がいくつもあるということで難しい面はありましたか。

裁判員経験者5：特にありませんでした。被告人の人生が決まるので、裁判長の方にもすごく丁寧に教えていただきながらみんなで話し合った結果、最後にはみんなが納得できるようになったかなと思います。

司会者：裁判官から何か評議に関して尋ねてみたいところはありますか。

橋本裁判官：たくさんの事件があるときの評議で、裁判長、司会の側で気にすることの一つに、例えば1番、2番、3番の事件があったとして、3番の事件で被告人がやったことを1番の事件で被告人がやったことのように誤解してしまう、つまり、3発殴ったのは3番の事件で1番の事件のときは1発しか殴っていないのに、1番の事件で3発殴ったと誤解してしまうような混乱が起きないかということ、皆様の記憶がごっちゃにならないかということをお心配することがあります。先ほどの3番さんのお話で、同じような事件があったんだけども分かりやすかったという理由は、検察官が分かりやすくばらばらに主張・立証してくれたから、あるいは弁護士も事件ごとに工夫ある尋問をしてくれたから、あるいは配られた書面がきれいに色分けされていたからとか、今思い出してみても、何かよく分かった理由、こういうことがあったおかげかなみたいなものが、もしあったら教えていただきたいと思います。

裁判員経験者3：裁判官がホワイトボードに1個ずつ事件の内容等を書いてくださって、1個の事件が終わるまではほかの事件の話はしないというような感じで、1個の事件が終われば次の事件という形にさせていただいたので、すごい分かりやすかったです。

橋本裁判官：評議でも事件ごとの混乱がないような工夫があったということですね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：4番さんのときはそういう工夫はされていましてでしょうか。

裁判員経験者 4：されていました。どの事件のときに何発殴ったかみたいなのは、間違っただけ記憶していた場合でも、話をしているときに訂正して正しいことを言うてくださったので分かりやすかったです、裁判官に本当に事細かくメモを書いていただいている方がいて、その方に聞けば、誰の供述でこんなことを言うてましたということを確認できたので助かりました。

司会者：5番さんのときは、どういう事実がどうだったかという点で、混乱されないような工夫はされていなかったか。

裁判員経験者 5：論告メモがすごく見やすかったもので、そんなに混乱はなかったです。

司会者：検察官の論告メモが分かりやすかったもので、それを使って整理ができたということですか。

裁判員経験者 5：はい。これがすごく分かりやすかったです。

司会者：そうしましたら、もう一つの大きなテーマである日常生活と裁判員との両立についてに移らせていただきたいと思います。まず、裁判員の候補者ということで裁判所にお越しく下さいというお手紙があつて、続いて、裁判所においでいただいて抽選になるわけですがけれども、最初に裁判所にお越しく下さいという手紙が来た段階で、御自身の日常生活あるいは仕事との関係でどのような調整が必要になりましたか。1番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：それはもう、かなり調整が必要でした。私は自営業なんですけれども、その日程で裁判員に選ばれるかもしれないと言われると、そこには予定が入れないじゃないですか。例えば仕事の話があつて、いや、その日はだめなんですと言って、では、次の日はどうでしょうと言われて、いや、次の日もだめなんですと言うと、もう、裁判員に選ばれるかもしれないと言わないでしょうがないですよ。だけど、それがどこまで言っているものなのかというのも初めは分かりませんし、それがちょっと困りました。

司会者：裁判所に来て抽選で裁判員に選ばれましたという段階ではいかがですか。

その段階で改めて調整したことはありますか。

裁判員経験者 1：そうですね。その段階でも、一応予定を入れていたけどひょっとしたらだめになるかもしれないとか、そういうものはありましたから、そこでやっぱり行けなくなったというような仕事の調整はありました。私の場合、裁判所に呼出があって、抽選で選ばれましたって言われて、土日を挟んで次の月曜日からもう裁判に来なければいけないという日程だったんで、もう少し間があったら助かるといいますか、仕事の調整がしやすいです。

司会者：2番さんは、裁判所にお越しく下さいという手紙が来た段階で、調整に苦労したことはありますか。

裁判員経験者 2：大丈夫でした。子どもももう大きいので問題なかったです。

司会者：抽選で選ばれたときも、特に新たな調整が必要ということはありませんか。

裁判員経験者 2：なかったです。

司会者：では続いて、3番さんにお伺いします。裁判所にお越しく下さいという手紙が来た段階で、調整が必要だったことはありますか。

裁判員経験者 3：まだ若い子どもがいるので、保育園のお迎えの関係と小学生の学童の関係で調整するのが大変でした。お迎えは祖母に頼まないといけないことになって、迷惑をかけたなというのもありました。学童も混んでいたんですけども、事情を言って特別に入れてもらったという感じです。

司会者：その辺りは学童でも協力してくれる感じだったんですか。

裁判員経験者 3：そういう事情だったらしょうがないということで受けてもらえたので、よかったです。

司会者：抽選で選ばれた後に調整した点はありますか。

裁判員経験者 3：被告人が体調を崩されて、1日裁判がずれてしまったので、本来裁判所に来る予定ではなかった日に来なくてはいけなくなった日があったんです。そのときは、裁判長から大丈夫ですかと確認していただいて、急遽祖母に

連絡して迎えに行ってもらおうということがありました。

司会者：それはもともと予備日として予定されていた日程ですか。

裁判員経験者 3：予備日だったんですけれども、急に被告人の体調が悪くなったということで、裁判の時間が延びてしまって、この続きの裁判は次の日にしますということで、その日になってしまったんです。

司会者：では、4番さん、まず裁判所にお越しく下さいという手紙が来た段階での調整で大変だったことはありますか。

裁判員経験者 4：そこはありませんでした。ただ、私の場合、会社の行事と裁判の日程が重なっている日があったので少し迷いました。仕事については、比較的近くに職場があるので、裁判が終わるのが早いときには戻って仕事のできたので、そこは問題ありませんでした。

司会者：戻ってからの仕事というのは大変だったんじゃないですか。

裁判員経験者 4：大丈夫でした。

司会者：では、5番さん、まず裁判所にお越しく下さいという手紙が来たときに調整されたことはありますか。

裁判員経験者 5：私は会社員で、部の決裁をする立場だったので、本部に電話してこういうものが来ましたと言ったら、結構会社で大騒ぎになりました。でもそれは行かなければいけないということで、代わりの人間を派遣するとかいろいろ調整が必要で、本部は大変だったと思います。私は4日間だったんですけれども、これがもし7日間、10日間ということになったら、立場上、無理かもしれないなというのもあります。それと、やっぱりそういう話は会社で広まるんですけれども、裁判員に選ばれたということはあまり言ったらいけないと思っていて、「裁判するの。」みたいな感じですがごく電話がかかってきて、私が何かしたみたいに思われている時期があったんで、会社にもそういう通知をしてもらえた方が行きやすいかなと思いました。私の場合、上司とかからもいっぱい電話がかかってきて、そちらのほうが大変でした。

司会者：皆様、それぞれがいろいろ御調整いただいて大変だったかと思えますけれども、せっかくですので、大変だったけれども、こういうやりがいがあったよというような、次の裁判員になれる方に何か助言みたいなものがあればお聞かせ願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：仕事との調整はすごく大変でした。朝から夕方くらいまで裁判所に来なければならないということで、朝、裁判所に来るまで仕事をして、昼の休憩時間にちょっと仕事の電話をして、仕事が忙しいときは裁判が終わる時間に駐車場で待ち合わせて仕事に行ったりとか、そんな感じでした。でも、全然知らない、ふだん生活していると関わらないことを経験させてもらって、ふだん考えない内容のことですので、そういう機会ができたというのはすごくよかったですし、いい経験にはなりました。仕事との調整の関係では、もう少し間があったら助かるなというのはあります。

司会者：裁判員の選任の日と実際に裁判が始まる日までの間の入れ方について、何か工夫されている点があれば橋本裁判官から御紹介いただけますか。

橋本裁判官：基本的に長くかかる事件ほど選任の日から実際に裁判がスタートする日までの間を空けるというような工夫はしております。例えば、3日くらいで裁判が終わる場合には、月曜日に選任の日があつて、明日から来てもらえませんかという形でお願いすることもあります。これが1週間、10日間と裁判に来ていただくということになると、前の週、1週間ぐらい前に選任をして、選ばれた人は来週から来てくださいというようなことはあります。今の1番さんのお話で、もう少し長いほうがいいのかというような場合、例えばこのくらいの時間があつたら、こういう理由で調整がとれるというようなことをアドバイスいただけるとありがたいなと思って聞いておりました。

裁判員経験者 1：そうですね。やっぱり仕事は一、二週間先ぐらいまでは予定が順番にばばばっと入っていきますから、2週間ぐらい前に裁判員に選ばれて、日が決まるという感じだと、入っている仕事をそんなに断わったりしなくてもス

ムーズに参加できると思います。

橋本裁判官：逆に、あまり早く選ばれてしまうと、2週間も3週間も先に裁判があるということで、プレッシャーだけの日が長くかかってしまって、気が重い期間が長くなるというマイナス面もあるかもしれないと思ったりもするんです。どうせだったら、選ばれた以上は早いことしたほうがいいという考え方とのバランスについては、皆様はどのようにお考えでしょうか。

裁判員経験者1：気は重いかもしれないですけども、そこは仕事優先でいかなければしょうがないです。

司会者：せっかくですので、皆様にその辺りのお考えをお聞きしたいと思います。選ばれたらすぐに裁判をしたほうがいいのか、それとも間を空けたほうがいいのか。多分人によっていろいろ違うと思うんですが、2番さんはいかがですか。

裁判員経験者2：どちらでも構わないと思います。裁判員はみんな初めてですから、プレッシャーなんか全く感じずに裁判官ともども裁判に挑むものだと思います。私は全然プレッシャーを感じる余裕もなかったです。ただ、裁判員ってこういうものなんですよというお話を一般の方にするのは、法律のプロの方がお話をされるより、素人の裁判員が伝えるほうが分かりやすく伝わりやすいんじゃないかなと思いました。

司会者：3番さんは、日程の関係はいかがですか。

裁判員経験者3：子どもを預けたりとかの調整もあるんで、やっぱり間を空けてもらったほうがありがたいと思います。

司会者：4番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者4：私は4日期間があつたので、ちょうどよかったと思いました。

司会者：5番さんはいかがですか。

裁判員経験者5：私はどれくらい期間があつたか覚えていないんですけども、結構間はあつたと思います。プレッシャーとかは全然感じないんで、仕事をどう調整するかという問題だけで、選ばれてから4日後とか3日後と言われたら多

分行けない状況だと思います。あと、月末とか仕事が繁忙期に選ばれたら行けないかもしれないというのが本音です。

司会者：本日御参加いただいている皆様は、割と間を空けてもらったほうがあるがたいという御意見が多かったですね。中には、やるならさっさとやってもらったほうがいいと言う方もいらっしゃるし、地方によっては裁判所に行くだけで大変なので、できるだけ短い日数のほうがいいという方もいらっしゃるの、そういう御意見だけ御紹介しておきます。

それでは、あともう1点、守秘義務の関係について少し御意見を伺おうかと思っています。先ほども言いましたように、評議で誰が何を言ったかという評議の内容や経過、これについては秘密にしてくださいというのは皆様が御参加された当時に裁判官からお願いしているところだと思うんですけども、そのために、例えば裁判が終わった後になかなか人に経験を伝えられないとか、そういうようなやりにくさというものを感じたりされたことはございますでしょうか。1番さんはいかがですか。

裁判員経験者1：守秘義務で困るといったことはないです。

司会者：裁判員を経験されたこと自体は話していいということですが、例えば身内の方、あるいは職場の方に、そういう御経験は話をされたりしているんですか。

裁判員経験者1：私は裁判員をやってよかったと思ってますので、ここまでだったら言っていていいという範囲で話をしています。

司会者：2番さんは、守秘義務があるということで何か困られたりとか不自由を感じられたりしたことはないですか。

裁判員経験者2：特にありません。裁判員をやったということを人に話しもしましたけれども、事件の内容については皆さん全く聞いてこられない感じでした。近所の方にも「いくらもらえるの。」とか「お昼は出るの。」とかいうことを聞かれたくらいで、事件の内容を聞かれたことは一切なかったです。

司会者：3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 3：私も、2 番さんと同じように「いくらもらえるの。」というのがよく聞かれる質問でした。

司会者：4 番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 4：守秘義務について特に困ったことはなかったんですけども、裁判員を終わってから裁判員をしましたということを話したら、周りの方から、「それ言っちゃ駄目なんだよ。」みたいなことを注意されて、裁判員をやったことを言っただけはいけないという間違っただけえ方をされている方が多くて、いや、違いますよ、そこは言ってもいいんですよということを言っていくのが大変だったので、それが結構知られていないということにびっくりしました。

司会者：5 番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 5：会社員なので、休暇の申請をするのに理由を書く必要があるんです。裁判員裁判に行くことを総務の部長とかには伝えるんですけども、それをほかの人に伝えてはいけないとなると、さっきも言ったように誤解が生まれたり大騒ぎになるんです。あとは、終わって帰ってきたときに、実は裁判員裁判に行ってたんですという話をする、さっきの方と一緒に、それは言ったらあかんのちゃうのみたいな感じになりました。裁判員裁判に行くということを、もう少し大きく言えたほうが周りにも迷惑をかけないのではないかなというのは思いました。

司会者：時間も迫ってまいりましたが、本日御参加されています検察官、弁護士、裁判官から、全体を通じて何か質問があればお聞きいただければと思いますけれどもございますでしょうか。よろしいですか。それでは、予定されていた議題につきましてはこれで一通り終了とさせていただきます。

本日は記者の方が来られていますが、御質問はございますか。

記者：何点か質問させていただきます。裁判員裁判の制度が始まって7 年経っていますが、皆さんが選任されたときに一緒に来られた方の中でも辞退される方が結構多かったと思うんです。辞退される割合が上がってきているというのが今

課題として言われている中で、負担の一つとなっているのが審理日数ではないかという見方があるんです。人によって日数は違うんですけども、裁判員としての日数をどのようにお感じになられたのか、もっと言えば、もう少し長くやってもよかったという思いもおありなのか、日数についての感想をお聞かせ願えればと思います。

司会者：では、1番さん、その辺りの感想があればお願いいたします。

裁判員経験者1：日数は、いざやってみると、もっとあってもいいと思うくらい必要な日数でした。だから、日数については自分が裁判員として出るための環境を確保することのほうが大変で、日数そのものはこれぐらいないと結論まで至らなかったと思います。

司会者：2番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者2：私ももう少し日数があったほうがよりできたかなという感じはあります。

司会者：3番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者3：私は子どもを預けないといけなかったのも、短ければ短いほうがありがたいと思いました。

司会者：今回御担当していただいた事件に関してはどうでしたか。

裁判員経験者3：もうちょっと時間があつたほうが審議もしっかりできたかなと思います。

司会者：4番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者4：本当に難しいなと思うのが、辞退ということを考えると、最初に言われた日数が7日間だったら、ちょっと辞退したいなと思う気持ちも分からないでもないと思います。ただ、実際にやってみてというか、裁判が始まってからは、もっと考えなければというところがたくさんあったので、裁判が始まってからはもっと日数が増えたほうがいいと思いました。そこが辞退というところから考えるとどう持っていくべきなのかがちょっと分からないんですが、

最初に言われる日数が7日と言われたら長いと感じる。でも、入ってからは短いと感じるというのが正直なところです。

司会者：5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者5：素人と言ったらおかしいんですけども、被告人の人生を私たちが決めてしまうということで、やっぱりみんなが意見を言うことによって被告人の人生が決まるということを考えると、短いんじゃないかと思いました。

記者：辞退される方が多い一方で、皆さんもそうだと思うんですけども、経験された方の満足度というのはすごく高いと思うんです。多分皆さんも満足されていて、いろいろ得るものがあつたので、今日も参加されているのかなと思うんですけども、なかなかそれが伝わっていないというか、社会にフィードバックされていない。それは報道の問題でもあるのかなという気もするんですけど、先ほど2番の方も裁判員の経験というものがうまく伝わっていないんじゃないかなという思いもありだと感じたので、その辺りについて御意見があればお聞かせ願えればと思います。

司会者：1番さん、いかがですか。

裁判員経験者1：実際に日数を確保して裁判員として行ける環境を作るというのは大変ですけども、やってみたらなかなかいい経験だということをシンプルにみんなに伝えていけたらいいのではないかなと思います。

司会者：2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者2：裁判員制度が始まってまだ短いじゃないですか。それを文化として根付かせていくには、もっともっと、海外でも映画とかテレビとかでやっていて、勝手に勉強できる環境があるのに、日本にはまだあまりないのかなと思いました。なので、事前の学習がもうちょっとできていると、もっと挑みやすいのではないかなと思います。私は初め、裁判員というのは裁判官の横に座って、弁護士と検事の話聞いて座っているだけだと思っていたくらいで、まさか裁判官と一緒に裁判に挑むものだとは全く思っていなかったんです。先ほど記

者の方がおっしゃったように、やった達成感というのはものすごくあります。でもそれで終わってはいけなくて、私たちの気持ちは裁判員じゃないと分からないんで、これからやる方には、裁判員を経験した私たちが気持ちから何から、お昼は出ないよとか、そういうちょっとしたことなんかでも、伝えていく場があれば、私たちがお手伝いしていくのが役目かなと思っております。

司会者：非常にありがたい御意見をありがとうございます。3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者3：私は、裁判員を選ぶのを無作為ではなくて、やりたい人がやればいいんじゃないのかなというのが本音です。立候補制とかにして、選挙みたいにやりたい人がやればいいんじゃないのかなって思うんです。中にはやりたくてもやれないという人もいます。そういうときに辞退するのは心が痛むというのなら、やっぱりやりたい人がやるのが一番いいんじゃないかなと思うんです。

司会者：橋本裁判官、その辺りについて、どうしてやりたい人がやる制度ではないのか御説明いただけますでしょうか。

橋本裁判官：基本的な制度として国民の皆様の御意見を裁判に取り入れようという話になりますので、説明じみてしまうんですけれども、やりたい人だけが参加するということになると、一部の人たちの意見で裁判が動くという話になるので、国民の皆様の御意見を広く裁判に取り入れるということがむしろ難しくなってしまうです。先ほど文化とおっしゃっていただきましたが、裁判員裁判が文化になって、行くのが当たり前という時代がいずれやってくると我々は期待してやっております。嫌とかいいとかそういうレベルではなく、生活の一部として、裁判員制度が生活の中に溶け込んでいってくれと思っているので、最初のうちは、うーんと思っていても、皆様の声を国民のまだ裁判員をやっていない方に伝え、裁判所としても伝えさせてもらって、それによって少しでも行きたくないなという人がいなくなるようにした上で、全員が参加できる、参加の機会があるという制度がいいのではないかと考えております。そうでなけれ

ば、逆に、例えば被告人の立場になったら、誰かを懲らしめてやろうと思っ
ているだけの人が裁判員になったり、あるいは、どんな人でもいいから一度無罪
にしてみたいと思っている人が裁判員になるというようなことではかえってま
ずいので、裁判員になりたいという希望者だけに御参加いただくことで果たし
て公平さが保たれるのかというようなことをいろいろと考えると、やっぱり皆
様の中から公平に選ばせていただくほうがいいのではないか、先を見据えると
そちらのほうがいい制度として根付くのではないかという形でやらせていただ
いておりますので、初期に裁判員に選ばれた皆様には、御苦勞をおかけしてい
ることになっているかと思っております。

司会者：もう一つだけ付け加えますと、昔、皆様が学生のころに習われたと思うん
ですけれども、国会がする立法、それから行政、それから裁判というのは、社
会を支える三つの大きな仕組みの一つとして数えられてるんです。そういうも
のを国民で支えていっていただくというのが裁判員制度ですので、やりた
い人がやるのではなくて、社会で支えていこうと、こういう仕組みになってい
るので、その辺りを皆様にも御理解いただければと思います。

裁判員経験者 4：私は裁判員裁判に参加する前に、裁判員裁判をされた方が書いた
ブログを見て、そこに、裁判長がちゃんと説明をしてくださったし、すごくよ
かったよみたいな記事を見て、楽しみだなと言ったら変なんですけど、そうい
うふうに思えた部分があったんです。ただ、裁判員裁判をした人が裁判所の外
に出たときに、何か仲間の人が裁判員に言った事件があったと思うんですけど、
そういう話を聞いたら怖いと思う人が多く出るんじゃないかなと思いました。
そこをどういうふうに対処できるかというのを発信していただかないと、怖く
なる一方なので、辞退をされることが多くなると思いました。

司会者：5 番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：ニュースで裁判員が暴力団の関係者に声をかけられたというのが
ありましたが、ああいうのが先行してしまうと、怖いイメージがあると思いま

す。気の強い人は全然平気だと思うんですけども、犯人なんていうのは今まで見たことがないし、目の前にいるというのですごく緊張する人もいると思うんで、裁判員を選ぶときに、そういうところも考えて絞ってあげられないのかなと思いました。

司会者：ほかに質問はありますか。

記者：もう1点だけお願いします。今、4番と5番の方がおっしゃったんですけども、皆さんが裁判員を経験されたときは福岡であった声かけ事案のようなことは表面化する前だったんで、いざ自分がそういうことに遭ったらどうだろうとニュースを見て思われたと思うんです。対処方法についてはいろいろ裁判所が検討されて、送り迎えだったりとか具体的なやり方があるのかもしれないですけども、こんな方法をやってもらったらとか、いざ自分がその裁判員の立場だったらどうしてほしいというものがあればお願いします。御意見のある方だけで結構です。

司会者：御意見のある方はいらっしゃいますか。では、4番さん。

裁判員経験者4：よいものかどうかは分かりませんが、今ちょっと思ったのが、傍聴席から私たちの顔が見えないといいのかもしれないと思いました。被告人から見えたとこで、そこはあまり関係ないような気がしました。

司会者：5番さん、どうぞ。

裁判員経験者5：確かに裁判員として座っていると、傍聴席は結構見えるんで、すごいこわもての人が入ってきたりすると、ちょっと隠してもらえたら来やすいかもしれないというのはあります。

司会者：1番さん、どうぞ。

裁判員経験者1：私は、被告人やその関係者の方が裁判員にどうのこうのということは全く思いもしませんでしたし、恨むなら検事だと思うんで、そこは別に気にならなかったです。毎日のように裁判官から、何かそういう接触があったりまずいことがあったらすぐに言ってくださいというふうに声をかけてもらって

いたので不安はなかったです。

司会者：2番さん，どうぞ。

裁判員経験者2：私も裁判官と一緒に並んで被告人の顔を見ないと裁判員裁判ではないと思います。さっきも申し上げたんですが，裁判員裁判はまだ始まったばかりで根付いていないものなので，なったらなったでそのときに解決をしていくという形でいいんじゃないでしょうか。裁判員裁判を誰が考えたのかは知りませんが，日本国民ならしないといけないものだとは私は思っています。新聞が書いたから怖がる人が出るということはもう仕方がないんじゃないかなと思います。そういうときのために，裁判員になったときにホットラインなりの連絡先の紙もいただきましたし，今のところはそれで十分じゃないかなと思います。

記者：ありがとうございました。

司会者：よろしいですか。それでは，本日は貴重な御意見をたくさんいただきました。本日いただいた御意見を今後の裁判員裁判に生かしていきたいと考えております。これで本日の意見交換会を終了します。ありがとうございました。

以 上